

# 朝鮮時代末期社会史・身分史史料訳注 —忠清監營『詞訟録』白丁関係記事(2)—

山内民博

はじめに

【忠清監營『詞訟録』白丁関係記事解説2】

- 1 皮漢
- 2 牛皮中商
- 3 官属
- 4 民人その他

【原文・訳・注】 丙戌九月～十二月（推定高宗23年、1886～1887年）

## はじめに

忠清監營『詞訟録』は朝鮮忠清道の監營（觀察使營）が接受した請願・提訴の概要とそれに対する觀察使（道の長官）の指示・判決の記録で、高宗23年（1886）から高宗28年（1891）にかけての46冊が現存する<sup>(1)</sup>。前稿では東京大学総合図書館所蔵の阿川文庫本『詞訟録』（以下、阿川本）の第1冊～第5冊（丙戌5月～8月）から白丁関係記事を選び、原文に日本語訳・注を付すとともに記事の特徴を解説した<sup>(2)</sup>。第2稿となる本稿では阿川本『詞訟録』の第6冊～第9冊（丙戌9月～12月、推定高宗23年、1886～1887年）の記事をとりあげる。

---

(1) 現存する忠清監營『詞訟録』は、東京大学総合図書館に24冊（阿川文庫本）、ソウル大学校奎章閣韓国学研究院に22冊が所蔵されている。

(2) 山内民博「朝鮮時代末期社会史・身分史史料訳注 —忠清監營『詞訟録』白丁関係記事(1)—」『資料学研究』（新潟大学大学現代社会文化研究科）20, 2023。

前稿同様に白丁関係記事の特徴についてふれた上で、各記事の原文と訳・注および概要を示す。

## 【忠清監営『詞訟録』白丁関係記事解説2】

前稿で述べたように、白丁関係記事といっても忠清監営『詞訟録』に「白丁」という表現自体はあらわれない。ここでは「皮漢」「屠漢」といった表記で登場する屠牛従事者や屠牛にかかわる施設、牛皮流通に関係する記事を選んでいる。以下、本稿に収録した白丁関係記事について、請願・訴訟文書の提出者に注目して述べていきたい。なお、忠清監営は17世紀以降公州に置かれ、本稿の対象とする時期には閔泳商が忠清道觀察使として赴任していた。<sup>(3)</sup>

### 1 皮漢

19世紀の朝鮮社会では、屠牛ないし柳器製造を生業とする人びとを白丁、皮漢、屠漢などとよび、また皮匠・柳器匠という工匠名も用いられた。本稿収録の丙戌9月から12月にかけての記事には「皮漢」が請願・提訴者となっているものが何件かみられる。

記事61・記事69は府内（監営の置かれた公州の官衙所在地）の皮漢の提訴で、「各処屠販」が「府内皮漢」への所定の納入金（年例応役収斂条）を納めないという訴えである。屠販は庖厨ともいい、皮漢（屠漢・白丁）が屠牛をおこなう施設・場であった。前稿記事4でも、「営下皮漢」が忠清道内の場市（市場、定期市）で活動する皮漢から「例納錢」を徴収しようとしており、忠清道の皮漢集団には「府内皮漢」・「営下皮漢」を中心とした一定の組織・秩序が存在し、納入金を集めていたようである。

屠販（庖厨）は売買されることもあり、記事81で「木川皮漢奴尚玉」はか

---

(3) 閔泳商は高宗23年（丙戌）3月から高宗26年（己丑）4月まで忠清道觀察使の任にあった（『承政院日記』高宗26年3月28日、同26年4月20日条）。

れの祖父がかつて屠販を購入したと述べている。また、皮漢と皮匠の違いは必ずしも明確でないのであるが、記事52では「皮匠」役をつとめる「皮漢卜金」が自身の「皮匠」役の免除を求めている。ここでは「皮匠」という工匠役と生業名の「皮漢」とが区別されており、白丁集團のありかたを考える上で興味深い史料である。

なお、忠清監營『詞訟録』で個人名を記す場合は姓と名の双方を載せることが多いが、皮漢に対しては「皮漢卜金」（記事52）、「利仁皮漢順卜」（記事57）、「木川皮漢奴尚玉」（記事81）のように姓はなく名のみである。しかし、記事54で訴えられている二人の屠漢は「儒城場屠漢金萬甫」・「隱坪屠漢朴永西」と姓も記載されている。前稿でふれたように「皮漢」と「屠漢」という呼称が通用されていたことからすると、<sup>(4)</sup>「皮漢」ではなく「屠漢」であるために姓が記されているとは考えにくい。かれらにとって姓がどのような意味をもっていたのか、白丁（皮漢・屠漢）の社会的位置をめぐる論点のひとつとなろう。

関連して、記事66には他邑から忠清道青陽県に移住し同地で庖厨を営んでいる「宋景真」という人物が登場する。この人物が白丁なのか、あるいは白丁ではない者が庖厨を営んでいるのか記事からは読みとれないが、称姓の問題とともに屠牛・庖厨経営が白丁に限られていたのかという問いにもつながる事例である。

## 2 牛皮中商

本稿収録記事中、請願・提訴者としてもっとも多いのが牛皮中商である。牛皮中商とは牛皮の専買権をもつ牛皮都賈のもとで牛皮の仲買にあたった存在である。記事77の観察使の題（指示・判決。題辭・題音）には「いわゆる都賈は軍需のためにやむをえず認められているものである。軍官は中商から収合し、中商は屠漢から収聚し、京營への上納に弊害がないようにしている」という記述がある。これによれば屠牛をおこなう屠漢（皮漢）から牛皮

---

(4) 前稿「忠清監營『詞訟録』白丁関係記事(1)」33～34ページ。

中商が牛皮を集め、その中商から牛皮都買<sup>(5)</sup>（軍官）が牛皮を入手し京営（中央の軍営）の軍需とするという、中央軍営衙門と結びついた牛皮流通のネットワークが存在したわけである。本史料に登場する都買は忠清道の牛皮都買であり、牛皮都買権は道を範囲としていた。また、牛皮中商は道の下位の統治組織である邑（府・牧・都護府・郡・県などの総称）ごとに都買から任命されていた。

牛皮中商の提訴として多いのは自身の地位をめぐる紛争であり、そのほとんどが牛皮都買の不当な措置を訴えるものである。忠清道の牛皮都買はこの年（丙戌年、1886年）5月ころに交替し（前稿記事5）、新しい都買は管下の牛皮中商を7月から入れ替えた（前稿記事9）。ところが、8月にその都買が急死して再度都買が代わり（前稿記事28）、新任都買はいくつかの地域で中商を交替させた。そのため、10月以降になると解任された牛皮中商が中商への復帰や納入済み牛皮の返還を求めて盛んに訴えてくるようになったのである（記事58、記事59ほか）。『詞訟録』記事からみれば中商を任命する権限は基本的には都買にあったと考えられるが、一方で牛皮中商の地位・権利は売買されてもいる（記事63、記事67）。

牛皮中商の訴えとしては、庖厨（屠販）が牛皮を提供しないという例も少なくない。牛皮都買のもつ都買権のもと、牛皮中商は管轄地域の庖厨から牛皮を買い上げていたのであるが、庖厨・皮漢側はしばしば中商への売り渡しを拒んだ（記事37、記事54など）。それは一つには買い上げ価格が安かったためのものである（記事38）。そうであれば、より庖厨側に有利な条件で牛皮を買おうという商人があらわれることも予想され、実際に権利なく牛皮を売買している者を中商が潜商と呼んで訴えている例もある（記事74、記事76）。

### 3 官属

請願・提訴者としては地方官衙に属する官属（吏胥・下隷）も少なくな

---

(5) 軍官とは武官職であるが、ここでは牛皮都買と同義で用いられている。京営から任命される都買が京営の軍官職を帯びていたとみられる。前稿記事28では牛皮都買を「京営門」の「軍官都買之任」とも表現している。

い。その多くは官属組織の補弊（経済的補助）のために庖厨（屠販）の付属を認めてほしいという請願であったり、あるいはそうした補弊のための庖厨をめぐる紛争である。記事47では忠清監営の冊匠たちが、記事82では同じく監営の婢房（管婢）が庖厨付属を願い、記事83は監営墨匠に補弊のため付属している庖厨が所在地官衙の圧迫を受けているという訴えである。こうした官属組織は庖厨から補弊の名目で受賞（記事45）、すなわち納入金をえていた。邑レベルでは前稿にも登場した連山県の砲手・火砲軍組織が庖厨をめぐる請願・提訴している例がみえる（記事39、記事51）。

補弊庖厨は官属のほかにも駅所属の状啓軍（記事75）や進上品を負担する里（記事65ほか）に認められることもあった。しかし、原則として屠牛や庖厨は禁じられていたのであり、補弊庖厨の場合、官属組織など何らかの公的な存在に対する経済的補助という名目で許容されるものであった。補弊庖厨であっても無制限に請願が許められたわけではなく、記事47の冊匠の庖厨付属請願は私庖禁令を理由に却下されている。対象となる庖厨が公庖（公的な認可を受けた庖厨）ではなく私庖であるという判断だったのであろう。

#### 4 民人その他

そのほか、洞里（村落）の洞任（役職者）や民人が村落祭儀（山祭・洞祭）のために屠牛の許可を求めている例もある（記事53、記事56）。これは前述したように屠牛が原則としては禁じられていたため観察使に請願しているのである。いずれも前例があるとして許可されている。

また提訴者のなかには雲峴宮饌庖監官もいる（記事46）。雲峴宮とはこの時の国王高宗の父、興宣大院君の宮である。同宮の饌庖が所在地の官衙から侵害されているという訴えなのであるが、雲峴宮は忠清道に自身の饌庖（牛肉を供給する庖厨）をもっていたわけである。

以上のように忠清監営『詞訟録』にみえる屠牛にかかわる人びとは多彩で、実際に庖厨で屠牛にあたる皮漢・屠漢（白丁）から洞里レベルの民人、庖厨を支配下に置く地方官衙の官属、中央軍営と結びついた牛皮都賈・牛皮中商といった牛皮商人、さらには雲峴宮まで登場する。屠牛・牛肉・牛皮をめぐる関係は広範かつ重層的なネットワークをなしていたようである。

【原文・訳・注】 丙戌九月～十二月  
(推定高宗23年、1886～1887年)

凡例

- ・各記事には通番をふり、記事収録月日と収録冊・丁番号・冊内記事通番を記した。「五月十八日 阿川1-8-27」であれば、忠清監營『詞訟録』阿川本第1冊の第8丁、第1冊内で27番目に記載されている5月18日の記事であることを示す。
- ・『詞訟録』原文は縦書きであるが、横書きにした上で、適宜、句読点を打った。
- ・本稿原文の字体は原則として『詞訟録』原文によった。異体字・俗字も残したが、一部は通行の字体に改めている。
- ・□□□は判読できない文字を示す。
- ・訳・注では常用漢字を用い、常用漢字外の文字は原則として原文によった。
- ・吏読については原文に下線を引き、本稿での初出時に注で説明をくわえた。
- ・訳・注の後に記事の概要を付した。

35 九月初一日 阿川6-3-10

一、道内各邑牛皮中商等□□□□□□□□倍數加捧之外、自都賈所一年排捧□□□□□□□□便事。

題、一称二称増加之節出□□□□□營門、何曾較計称數之増減乎。必是中間恣意、所致恣意者詳查以報是遣<sup>(6)</sup>、定其排朔之數從公論以報宜當向事<sup>(7)</sup>。  
中營

---

(6) 是遣：吏読。～であり。

(7) 向事：吏読。～すること。～すべきこと。

【訳】

一、（忠清）道内各邑の牛皮中商等<sup>(8)</sup>（が呈するに、）□□□□□□□□<sup>(9)</sup>倍数加捧のほか、都買所から一年に割りあてられて納める□□□□□□□□便でありますこと。

題、一称<sup>(11)</sup>、二称と増加した際に出□□□□□□營門、どうして称数の増減をくらべなかつたのか。必らずこれには中間での恣意があるであろう。恣意をなす者につき詳細に調査し報告するとともに、月の割りあての数は公論により定め報告すべきこと。中營<sup>(12)</sup>

【概要】資料の破損により判読不能な部分が多く内容の把握はむずかしいが、忠清道各邑（邑は牧・都護府・郡・県等の総称）の牛皮中商と、牛皮中商を通じて牛皮を集めていた忠清道の牛皮都買との紛争のようである。牛皮中商・牛皮都買については解説参照。

36 九月初二日 阿川6-5-19

一、營奴等呈、以肉庫子進排之節、每多負逋、各邑牛皮中商處各幾稱式補弊之地事。

題、汝矣舉行難支之狀、非不矜憐而每念救弊以給、姑無良策第當留念、姑為退待是遣、至於支定營中會公以稟向事。鎮吏廳 營奴廳

【訳】

一、營奴等<sup>(13)</sup>が呈するに、肉庫子の<sup>(14)</sup>（營への）納入にあたってはつねに多くの負債がありますので、各邑牛皮中商から各々幾称ずつ（肉庫子への）<sup>(15)</sup>補弊として（徴収することを認めて）いただけますよう。

---

(8) 牛皮中商：牛皮の仲買人。牛皮都買の下で牛皮を買い集める役割を負っていた。

(9) 都買所：ここでは忠清道の牛皮都買をさす。忠清道地域の牛皮専買権をもち、牛皮中商を通じて牛皮を集めた。

(10) 題：題辞、題音。「題」以下の部分が忠清道観察使の出した判決・指示にあたる。

(11) 称：重さの単位。100斤が1称。1斤は640g程度。

(12) 中營：観察使に属する中軍の營。前号記事25の註104参照。

(13) 營奴：ここでは忠清監營に属する奴。監營には營奴庁という組織があった。

(14) 肉庫子：官庖を管掌する肉庫の担当者。肉庫直・肉直ともいう。ここでは忠清監營の肉庫子とみられる。

(15) 補弊：ここでは官衙内の諸組織など、何らかの公的な存在に対する経済的な支援を補弊とよんでいる。

題、汝らの（肉庫としての）<sup>(16)</sup> 挙行が困難な状況について憐れんでいないわけではなく、救弊のために給することを検討しているが、しばらく良策がなく留意しているところであるので、しばし退いて待ち、営中の会で支援の方策が決定したなら報告せよ。 鎮吏庁 営奴庁

【概要】 忠清監営の肉庫子への支援を、かれらを管掌する営奴（営奴庁）が観察使に請願している。牛皮中商からの徴収許可を求めているようであるが、観察使は認めていない。

37 九月初二日 阿川6-6-23

一、結城牛皮李台煥呈、以廣川場屠販及後録各私庖處牛皮出給之意 題下事。

題、此等訴々于本官不必營門向事。

【訳】

一、結城<sup>(17)</sup>の牛皮（中商）李台煥が呈するに、<sup>(18)</sup> 廣川場屠販<sup>(19)</sup>及び後録する各私<sup>(20)</sup>庖より牛皮を出給させるよう題を下していただけますよう。

題、こうした訴えは本官（結城県監）に提訴すべきであり、営門（忠清監営）に出す必要はないこと。

【概要】 中商と記されていないが、請願者は牛皮中商であろう。牛皮の売り渡し（出給）に応じない屠販・私庖に対し、監営から売り渡しを命じてもらえるよう求めている。

38 九月初六日 阿川6-14-55

一、忠州金益鉉呈、以矣身所<sup>(21)</sup>□□□□□□牛皮未推諸庖漢處微捧事。

題、私庖厨何其多也。大抵牛皮之受廉価出給、京營門都聚故、巡營門官厨

---

(16) 挙行：ここではその職務などにあたること。

(17) 結城：忠清道結城県。

(18) 廣川場：結城県廣川面にあった場市（市場）。

(19) 屠販：屠牛・牛肉販売の場・施設のことで庖厨ともいった。

(20) 私庖：公認されていない庖厨。

(21) 矣身：吏読。自分、わたし（謙称）。



依例出給是去<sup>(22)</sup>等、列邑胡為不給是<sup>(23)</sup>旅、況私庖厨乎。果如所訴、自官嚴飭不有前套向事。 本官

【訳】

一、忠州<sup>(24)</sup>の金益鉉が呈するに、私□□□□□□、牛皮を徴収できていない諸庖漢から徴収していただけますよう。

題、私庖厨<sup>(25)</sup>がどうしてこのように多いのか。大抵牛皮を廉価で出給するのは京営門<sup>(26)</sup>がすべて集めているからであり、巡営門<sup>(27)</sup>の官厨も例によって出給しているのに、列邑（の官厨）はどうして出給しないのか、まして私庖厨が出さないのはどういうことであるのか。もし訴えのとおりであるなら、官（忠州牧）から厳しく戒め、これまでのようなことのないようにせよ。 本官

【概要】記事37と同じく、庖厨（官厨および私庖厨）が牛皮を売り渡さないという牛皮中商の訴えのようである。題に述べる「京営門」は牛皮都買・中商を通じて牛皮を集めていた中央の軍営であり、この記述からすると中商の買い上げ価格は廉価だったようである。

39 九月初六日 阿川6-15-61

一、連山砲手等呈、以本邑夫人處面倉里庖所使矣等依前補弊之地事。

題、雖日補弊營庖牛皮出賣、汝矣等<sup>(28)</sup>亦不得已出賣於中商向事。

【訳】

一、連山<sup>(29)</sup>の砲手等が呈するに、本邑の夫人處面倉里<sup>(30)</sup>の庖所を前例によって私どもの補弊としていただけますよう。

---

(22) 是去等：吏読。～であるのか。

(23) 是旅：吏読。～であり。

(24) 忠州：忠清道忠州牧。

(25) 私庖厨：私庖。公認されていない庖厨。

(26) 巡営門：道の観察使が駐在する監営（観察使営）のこと。観察使が巡察使を兼任していたことによる名称。

(27) 官厨：地方官衙が管轄する庖厨。官庖、官庖厨。

(28) 汝矣等：吏読。汝ら。

(29) 連山：忠清道連山県。

(30) 庖所：庖厨と同じ。

題、補弊管庖であっても（牛皮中商に）牛皮を出売しているので、汝らも（牛皮）中商に出売するのはやむをえないこと。

【概要】連山県の砲手庁（前稿記事16参照）と牛皮中商との紛争のようである。題から判断して、砲手庁は付属する夫人処面倉里の庖厨から出た牛皮を牛皮中商に売り渡さないことを認めてほしいと、忠清道觀察使に請願しているのであろう。牛皮中商は牛皮都賈の管轄の下で担当地域の牛皮を買い集める権利をもっていた。監営の判断は、忠清道監営の庖厨（管庖）でも中商に牛皮を売っているの、例外は認められないというものである。

#### 40 九月初八日 阿川6-22-88

一、府内兪士吉呈、以全義・天安兩邑牛皮中商矣身差出看檢、而全義皮漢叔何所出牛皮一不出給事。

題、以此意注[往]呈于該邑向事。

【訳】

一、公州府内の兪士吉<sup>(31)</sup>が呈するに、全義・天安兩邑<sup>(32)</sup>牛皮中商に私が任じられ看檢しておりますが、全義の皮漢叔何は庖厨から出る牛皮を一切出給しようとしませんこと。

題、該邑（全義県）に往きこの内容を訴えるべきこと。

【概要】皮漢（屠漢・白丁）が牛皮を売ろうとしないという牛皮中商の訴えである。兪士吉は10月6日にこの件について再度提訴している（記事55）。

#### 41 九月十七日 阿川6-46-195

一、府内牛皮中商崔奇秀呈、以定山・扶餘兩邑牛皮中商矣身差出舉行、而扶餘金泰鎬稱以都差中商、所収牛皮執留事。

題、所謂中商何以一處兩差、若是紛訴、詳查分晷、無至紛拏向事。 都賈

【訳】

一、公州府内の牛皮中商崔奇秀が呈するに、私は定山<sup>(33)</sup>と扶余<sup>(34)</sup>の兩邑の牛皮

---

(31) 府内：監営が置かれた公州牧の邑治（官衙所在地）を府内、あるいは府下といった。

(32) 全義・天安兩邑：忠清道全義県と天安郡。

(33) 定山：忠清道定山県。

(34) 扶余：忠清道扶余県。

中商に任じられ挙行しておりましたところ、扶余の金泰鎬が（牛皮）都賈から中商に任じられたと称し、集めた牛皮を留めて渡しませんこと。題、所謂中商がどうして一処に二人任じられているのか。詳しく調査し、このような紛訴が争いに至らないようにせよ。 都賈

【概要】扶余県の牛皮中商の地位をめぐる紛争であり、この後、9月20日にも関連した提訴がつづく（記事43）。ここでは観察使は牛皮都賈に調査・解決するよう指示している。定山・扶余の牛皮中商をめぐるのはこの年5月にも別の人物から提訴があった（5月25日、前稿記事3）。

42 九月十九日 阿川6-50-211

一、徳山皮漢由奉呈、以自海美鎮謂以賊招推矣<sup>(35)</sup>父、而以身死文移則更推矣身事。

題、父子替推實固意外、詳查勿侵宜當向事。 海美鎮

【訳】

一、徳山<sup>(36)</sup>の皮漢由奉が呈するに、海美鎮<sup>(37)</sup>が賊の供述によって私の父を召喚留置しておりましたが、父が死ぬと文移<sup>(38)</sup>して私を召喚しようとしておりますこと。

題、父に替えて子を召喚するのは実に意外なことである。詳しく調査し不当なことの無いようにせよ。 海美鎮

【概要】何らかの刑事事件にかかわり召喚された皮漢の訴えである。

43 九月二十日 阿川6-54-228

一、牛皮中商等呈、以扶餘・定山兩邑中商無端改通 特為還差事。

題、已有營題、如不罪案、豈有改差之理乎。無端改差何必扶餘・定山、以扶餘・定山若是等訴必有委折、詳查以給向事。 中營

【訳】

一、牛皮中商等が呈するに、扶余県と定山県の両邑の中商がいわれなく改

---

(35) 矣：吏誥。わたしの。

(36) 徳山：忠清道徳山郡。

(37) 海美鎮：忠清道海美県には鎮營將が置かれ、県監が兼任していた。

(38) 文移：官衙間で公文を送ること。またその公文のこと。移文に同じ。

任されましたので、特に（もとの中商に）戻していただけますよう。  
題、すでに（監營の）營題があるのに、もし罪がないのであるなら、どうして改任の理があろうか。いわれのない改任は扶余・定山だけであらうか。扶余・定山のこのような等訴<sup>(39)</sup>には必らず事情があるであらう。詳しく調査して処置せよ。 中營

【概要】 記事41（9月17日）につづく扶余・定山の牛皮中商の地位をめぐる提訴である。

44 九月二十二日 阿川6-58-249

一、府下崔宗秀呈、扶餘金仁植處牛皮二稱半販在錢三千兩推給事。

題、詳査歸正以給向事。 中營

【訳】

一、府下崔宗秀が呈するに、扶余の金仁植から牛皮二称半と錢三千兩を取りたてていただけますよう。

題、詳しく調査して正しく処置せよ。 中營

【概要】 牛皮と「販在錢」をめぐる紛争である。「府下崔宗秀」は前出「府内牛皮中商崔奇秀」（記事41）に名が近い。おそらくは牛皮中商と庖厨との争いなのであろう。「称」は重さの単位である（記事35）。

45 九月二十二日 阿川6-61-262

一、沃川肉庫直今孫等呈、以陽山庖所即矣等<sup>(40)</sup>受貫處、而付之火砲廳、矣等難保事。

題、陽山場既為火砲廳付屬則不可移付向事。

【訳】

一、沃川<sup>(41)</sup>の肉庫直今孫等が呈するに、陽山庖所<sup>(42)</sup>は即ち私どもの受貫處<sup>(43)</sup>であ

---

(39) 等訴：複数人で官衛に訴えること。

(40) 矣等：吏読。わたしたち。

(41) 沃川：忠清道沃川郡。

(42) 陽山：沃川郡陽内面にあった場市。

(43) 受貫處：肉庫・火砲庁など官衛内組織が一定額を受けとることになっている庖所（庖厨）ということであらう。

りますのに、これを火砲庁<sup>(44)</sup>に付属させたのでは私どもが立ちゆきませんこと。

題、陽山場（の庖厨）はすでに火砲庁に付属させたので、移付できないこと。

【概要】庖厨（庖所）の付属をめぐる官衙内組織間の争いのようである。

#### 46 九月二十三日 阿川6-64-272

一、京居 雲峴宮饌庖監官徐基煥呈、以恩津論山場屠販即 雲峴宮饌庖、而本邑該吏牛油三十斤卜定事。

題、境内庖所非一二、營門卜定雖有、何可若是、以勿侵之意、往示此題于該縣向事。

【訳】

一、京居の雲峴宮<sup>(45)</sup>饌庖<sup>(46)</sup>監官徐基煥が呈するに、恩津論山場の屠販<sup>(47)</sup>は雲峴宮の饌庖でありますのに、本邑（恩津県）の該吏が牛油三十斤を配定いたしましたこと。

題、境内の庖所は一、二か所ではないのに、營門から（恩津県への牛油）の配定があるといっても、どうしてこのようなことがあるのか。（雲峴宮饌庖を）侵害してはならないと（認めるので）、恩津県に行きこの題を示すように。

【概要】恩津県の論山場にある庖厨が雲峴宮（興宣大院君の宮）に属する饌庖となっており、その饌庖監官が恩津県からの課役を不当であると訴えている。

#### 47 九月二十三日 阿川6-65-278

---

(44) 火砲庁：火砲軍（砲手）への料米・衣資などを管轄する地方官衙内の組織。ここでは沃川の火砲庁であろう。

(45) 雲峴宮：国王高宗の父である興宣大院君の宮。

(46) 饌庖監官：饌庖は雲見宮に牛肉を供給する庖厨をいうのであろう。監官は官庁・官家などで穀食の出納にあたる役職。

(47) 恩津論山場屠販：丙戌5月25日の記事4では論山皮漢と恩津皮漢が並列されていたが、ここは恩津県の論山場（市場）の庖厨ということであろう。

一、冊匠等呈、以青陽月村屠販付之矣等事。

題、私庖已為禁撤矣。不得許施向事。

【訳】

一、冊匠等<sup>(48)</sup>が呈するに、青陽月村<sup>(49)</sup>の屠販を私どもに付属していただけますよう。

題、私庖はすでに禁止・撤廃しているので、許可できないこと。

【概要】 忠清監營の冊匠が、屠販の付属を願った請願であるが、觀察使は私庖禁令が出ているとして認めていない。公的に認可された庖厨を公庖といい、そうではない庖厨が私庖なのであるが、この青陽月村屠販が私庖にあたるという判断のようである。

48 九月二十三日 阿川6-66-284

一、舊肉直奴奎鎮呈、以各人處所捧肉價 題下鎮營以為推給事。

題、零々瑣々之外上身為官屬、舉呈議送、極為無嚴向事。

【訳】

一、旧肉直<sup>(50)</sup>の奴奎鎮が呈するに、各人より徴収する肉価につきまして、鎮營に題を下し推給していただけますよう。

題、零細な上、身は官屬<sup>(51)</sup>であるのに議送<sup>(52)</sup>を呈するとは極めて慎みのない行為であること。

【概要】 忠清監營肉直の肉価徴収に関する請願であるが、徴収対象の「各人」がどのような存在なのかはわからない。請願した肉直奴の官屬という身分を理由に題では請願を却下している。

49 九月二十六日 阿川6-71-305

---

(48) 冊匠：製冊を業務とする工匠。『輿地圖書』によれば忠清監營には7名の冊匠が属した（忠清道監營・官職）。

(49) 青陽月村：忠清道青陽県の洞里名ないし場市名であろうが所在地は不明。

(50) 肉直：官衙の肉庫担当者。肉庫子とも。この「旧肉直」とは忠清監營の前任の肉直のことであろう。

(51) 官屬：官衙に属して業務を担う吏胥・下隷。

(52) 議送：所志類（請願書・訴状）のうち道の觀察使（監營）に提出するもの。

一、青陽古亭子屠販直二貴呈、以本邑卜定牛油 特為勿侵之意 題下事。  
題、往呈本官向事。

【訳】

一、青陽古亭子の屠販直である二貴が呈するに、本邑（青陽県）が牛油を  
納入するように定めてきましたので、特に侵害してはならない旨の題を  
下していただけますよう。

題、本官（青陽県）に往き呈すべきこと。

【概要】 県衙から牛油を課された屠販（庖厨）が不当を訴える請願である  
が、その課役を拒否する理由についてはこの記事からは不明である。

50 九月二十六日 阿川6-74-317

一、中商趙命愚呈、以海美・瑞山兩邑上納牛皮代錢已納於前都買金永集、  
而新都買又為責捧事。

題、詳查以給向事。 中營

【訳】

一、（牛皮）中商の趙命愚が呈するに、海美・瑞山兩邑<sup>(55)</sup>の上納牛皮代錢をす  
でに前都買金永集<sup>(56)</sup>に納めましたのに、新都買がまた督促しておりますこ  
と。

題、詳しく調査して処置せよ。 中營

【概要】 忠清道の牛皮都買の交替にともなう都買と牛皮中商間の紛争事案で  
ある。

51 九月二十六日 阿川6-75-321

一、連山火砲軍等呈、以矣等所付本邑渴歛川庖所、恩津金監役宅欲奪事。

---

(53) 青陽古亭子：忠清道青陽県の地名。『湖西邑誌』（奎章閣所蔵、17冊本）に青陽の道路  
名として「高亭子路」がみえる。

(54) 屠販直：屠販（庖厨）の担当者。

(55) 海美・瑞山兩邑：忠清道海美県と瑞山郡。

(56) 前都買金永集：金永集（泳集・英集）は忠清道の牛皮都買であったが、この年8月ま  
でに没していた（前稿記事28）。

題、金宅雖有若是、汝等外憚兩班様、内實悔班、若是呈營呈官、豈可道理、不可煩訴向事。

【訳】

一、連山の火砲軍等が呈するに、われわれに付属している本邑（連山県）<sup>(57)</sup> 渴歛川の庖所を恩津の金監役宅が奪おうとしておりますこと。

題、金宅がこのようなであっても、汝らは外面では兩班を憚るようでありながら内実では悔り、このように監營や県の官衙に訴えている。道理にかなっているとはいえず、提訴して煩わせてはならないこと。

【概要】 連山県の火砲軍（砲手）と金監役宅との間の庖厨をめぐる争いである。題からみて、金監役宅は兩班・士族である。記事16（7月23日）では連山砲手と尹參判宅とが争っていた。

52 九月二十八日 阿川6-80-347

一、皮漢ト金呈、以矣身皮匠舉行、而公用浩大、將至難保、處分事。

題、果如所冤、實為可憐、詳查公平以給向事。 該監

【訳】

一、皮漢のト金が呈するに、私は皮匠として任にあたっておりますが、公用（の負担）が浩大で（経営を）維持するのがむずかしくなっておりますので、善処していただけますよう。

題、果して訴えのようであるなら、実に憐れむべきである。詳しく調査して公平に処置せよ。 該監<sup>(60)</sup>

【概要】 皮匠役を担っているものの負担が大きく免除してほしいという皮漢の請願である。皮漢と皮匠の関係を考える上で重要な材料となろう。地名がないことからすると、監營の皮匠のようである。

53 十月初五日 阿川7-11-38

---

(57) 火砲軍：砲手に同じ。記事16・記事39では「連山砲手」として訴えていた。

(58) 渴歛川：連山県の地名。所在地不明。

(59) 金監役宅：宅号。本人ないし父祖が監役をつとめたのであろう。

(60) 該監：皮匠を管轄する監官を指しているのであろう。



一、燕岐鳳巖洞任金善良呈、以矣洞祈禱時所用犢子許施事。

題、依前許施向事。 本官

【訳】

一、燕岐鳳巖洞<sup>(61)</sup>の洞任金善良<sup>(62)</sup>が呈するに、私どもの洞で祈禱時に用いる子牛を屠することを許可していただけますよう。

題、前例により許可すること。 本官

【概要】 洞任からの祈禱のための屠牛許可申請である。

54 十月初六日 阿川7-15-55

一、公州朴元京呈、以矣身以本邑牛皮中商舉行、而儒城場屠漢金萬甫・隱坪屠漢朴永西所出牛皮隱匿不給事。

題、往呈本官向事。

【訳】

一、公州の朴元京が呈するに、わたくし本邑（公州）の牛皮中商として挙行しておりますが、儒城場<sup>(63)</sup>の屠漢金萬甫<sup>(64)</sup>と隱坪<sup>(65)</sup>の屠漢朴永西が（屠牛によって）出た牛皮を隱匿して出給しませんこと。

題、本官（公州判官）に往呈せよ。

【概要】 牛皮中商と屠漢との紛争事案。屠漢が牛皮を隱匿しているという中商の主張である。屠漢の姓が記載されている点も注目される。

55 十月初六日 阿川7-15-56

一、府内俞士吉呈、以全義皮漢叔亥處牛皮二称及錢一百兩督捧推給之意、題下中營事。

題、果若可捧則即為推給向事。 全義官

【訳】

---

(61) 燕岐鳳巖洞：忠清道燕岐県北二面鳳巖洞。

(62) 洞任：洞（里）の住民から選ばれてその洞の行政実務にあたった役職。里任とも。

(63) 儒城場：公州牧県内面にあった場市（市場）。

(64) 屠漢：皮漢・白丁に同じ。屠畜を生業とした。

(65) 隱坪：屠漢朴永西が屠牛をおこなっていた場市名、ないし朴永西の居住地と思われるが不明。あるいは「儒城場屠漢」の名は「金万」で、「甫隱坪」が地名なのかもしれない。

一、公州府内の兪士吉が呈するに、全義皮漢叔亥に牛皮二称と錢一百兩の納入を督促して（私に）給するよう、中營に題を下していただけますよう。

題、果して納入すべきものであるのなら、ただちに取りたてて給せ。 全義官

【概要】 牛皮中商と皮漢との紛争事案。兪士吉は全義県の牛皮中商で、9月8日にもこの全義の皮漢からの牛皮未納について忠清監營に訴えている（記事40）。

56 十月初七日 阿川7-19-71

一、公州正安面甫勿里居民等呈、以本洞山祭所用一贖依前許施事。

題、山祭薦牲已有前例則今年亦施向事。 本官

【訳】

一、公州正安面甫勿里<sup>(66)</sup>の居民等が呈するに、本洞の山祭に仔牛一頭を用いることについて前例により許可していただけますよう。

題、山祭に犠牲をそなえることはすでに前例があるので、今年も実施してよいこと。 本官

【概要】 公州牧正安面の甫勿里居民が、かれらの村（洞里、マウル）でおこなう山祭（山神祭）において仔牛を犠牲として屠することの許可を求めている。

57 十月十一日 阿川7-30-121

一、利仁皮漢順卜呈、以矣身畜土八斗落買得於李仁汝處、而不無後慮事。

題、已有官立旨、必無後慮向事。

【訳】

一、利仁<sup>(67)</sup>の皮漢順卜が呈するに、わたくし水田八斗落を李仁汝から買得いたしましたが、後慮がなくもありませんこと。

---

(66) 山祭：村落（マウル）の守護神を祭る祭儀。山神祭・洞祭・洞神祭とも。

(67) 利仁：忠清道公州牧半灘面利仁里。市が開かれ、駅もあった。

題、すでに官の立旨<sup>(68)</sup>もあるので、後慮の必要はないこと。

【概要】皮漢が自身の購入した水田について公証を求めているようである。

58 十月十九日 阿川7-58-228

一、牛皮中商等呈、以中商舉行不久、而見改差事甚抑鬱、更為仍舊施行事。

題、中商者都賈之差出是去乙<sup>(69)</sup>、仍存與改差不可訴於營門向事。

【訳】

一、牛皮中商等が呈するに、中商として挙行してまだ長くないのに解任されましたことは大変抑鬱なことですので、以前に戻していただけますよう。

題、中商は都賈が任命するものなので、継続であれ解任であれ営門への提訴はできないこと。

【概要】牛皮中商と牛皮都賈との紛争事案。中商が解任を不当と訴えている。

59 十月二十一日 阿川7-64-252

一、燕岐・文義・懷仁營主人金禹瑞呈、以矣身三邑營主人舉行、而五月分自都賈所牛皮中商補弊於矣身處、故一年上納十稱内二稱半預納、餘数従次叙力納上云、而不過十日中商改差、故所納條二稱半朴先達處累次為言、而終不備報、即為推給事。

題、以訴辭言之實無可冤、且此等事可卞於都賈向事。

【訳】

一、燕岐・文義・懷仁の営主人金禹瑞が呈するに、私は三邑の営主人<sup>(70)</sup>として挙行しておりますが、五月に（牛皮）都賈から私に牛皮中商として補弊にあたるようにとあったので、そこで一年上納十称のうち二称半を預納し、余数は順次つとめて上納すると言っておりましたところ、十日も

---

(68) 立旨：所志の題辭（題）により官が公証する文書形式。

(69) 是去乙：吏読。～であるので、であるのに。

(70) 営主人：監営と邑（郡県等）との連絡にあたる吏属。

たたずに中商を解任されました。そのため、すでに納めた二称半を（返すように）朴先達に何度も言いましたが、ついに返還いたしませんので、すぐに取り立てていただけますよう。

題、訴えの言辞に実に冤とすべきことはなく、かつこの件は都賈に申し述べるべきこと。

【概要】 牛皮中商を解任された営主人が、すでに納めた牛皮の返還を求めている訴えのようであるが、詳細は不明。この年5月27日（記事5）の文義県の営主人兼牛皮中商であった金華鉉による訴えと関連しているものとみられる。

60 十月二十六日 阿川7-79-305

一、報恩中商白燕三呈、以矣身中商舉行、而自官奪取於本邑補弊不得収皮事。

題、牛皮上納需用於軍需、何論邑補弊、更呈本官向事。

【訳】

一、報恩の中商白燕三が呈するに、私は（牛皮）中商として挙行しておりますが、（報恩の）官衙が本邑の補弊といって（牛皮を庖厨から）奪取し、（私が）牛皮を集めることができませんこと。

題、牛皮の上納は軍需に需用があるからであり、どうして邑の補弊を理由にできようか。再度本官（報恩郡守）に訴えよ。

【概要】 牛皮中商と地方官衙（ここでは報恩郡）との間の牛皮をめぐる紛争。監営は、軍需のためとして牛皮都賈・中商側の優先権を認めている。

61 十月二十九日 阿川7-96-365

一、府内皮漢等呈、以各處屠販貫錢自矣洞収納、而年例應役収斂條頑拒不給、自本官捉囚督捧事。

題、果如例給、胡不為給是諭、<sup>(72)</sup>即為出給毋至呼冤向事。 各屠販

---

(71) 報恩：忠清道報恩郡。

(72) 是諭：吏読。～なのか。是隱諭とも。

【訳】

一、公州府内の皮漢等が呈するに、各処屠販からの貫銭<sup>(73)</sup>は私どもの洞が徴収しておりますが、年例応役収斂条を（屠販が）頑拒して納めませんので、かれらを捉え納入を督促するよう本官（守令）にご命じいただけますよう。

題、ほんとうに例給のものであるのなら、どうして納めないのか。すぐに納め訴えのおきないようにせよ。 各屠販

【概要】府内皮漢と屠販（庖厨）との間の貫銭（年例応役収斂条）をめぐる紛争事案。記事4（5月25日）では「営下皮漢」が恩津県の場市皮漢から「例納銭」を徴収しようとしていたが、この貫銭も同種のものであろうか。

62 十月三十日 阿川7-98-375

一、温陽校生等呈、以校中則戸布本有定式、而優数徴捧、且春秋祭享時屠牛一匹、而中商輩勒奪牛皮、一々處分事。

題、校生本有定額<sup>(74)</sup>是去乙、何若是多員。戸布之蠲不蠲、自有邑例、皮物之捧不捧、不關於補弊向事。

【訳】

一、温陽の校生等<sup>(75)</sup>が呈するに、校中の（校生の）戸布<sup>(76)</sup>については本より定式があるのですが、（それを超えて）多くを（郡衙から）徴収されております。かつ、春秋祭享時<sup>(78)</sup>における屠牛各一匹の牛皮を中商輩が強奪しておりますので、一々（適切に）処分していただけますよう。

題、校生（の数）には本より定数があるのに、どうしてこのように人数が

---

(73) 貫銭：何らかの名目で納める納入金。関連する記事69では税銭と記されている。

(74) 是去乙：吏読。～であるのに。

(75) 温陽：忠清道温陽郡。

(76) 校生：各邑（郡・県等）に置かれた郷校の生徒。朝鮮時代後期には校生になることが身役免除の手段のひとつとなっていた。

(77) 戸布：各戸から徴収する税。戸銭とも。1871年（高宗8）以降には軍役など従来の身役負担を身分を問わず各戸から徴収する戸布制が実施された。

(78) 春秋祭享：郷校でおこなわれる春と秋の釈奠。

多いのか。戸布の免除と不免除には邑例があり、皮物の納入と不納入に補弊は関係ないこと。

【概要】郷校校生が戸布の減免を願うとともに、祭享時に出る牛皮を牛皮中商が強奪していると訴えている。観察使はいずれの訴えも認めていない。

63 十一月初四日 阿川8-21-65

一、報恩鄭業善呈、以矣身去七月分牛皮中商買得於白燕三處、上納牛皮預納矣、不過幾日改差中商、新都買許預納條不日推給事。

題、果如所訴實是可冤、還差與預納條還給、兩端間歸正以給宜當向事。  
都買所

【訳】

一、報恩の鄭業善が呈するに、私は去る七月に牛皮中商（の地位・権利）を白燕三から買得し、上納牛皮を預納しておりましたが、幾日もせずに中商を解任されました。新都買に預納条の返還を認めさせ、すぐに取りたてていただけますよう。

題、もし訴えのとおりであれば、実に不当なことである。（牛皮中商への）再任か預納条の返還かのいずれかに正すべきこと。 都買所

【概要】牛皮中商と牛皮都買との紛争事案。解任された中商がすでに納入していた牛皮の返還を求めている。鄭業善が中商の地位を買得したという白燕三は記事60に報恩の中商として登場している。

64 十一月初四日 阿川8-24-77

一、温陽金周鎮呈、以矣身之舉行牛皮中商温陽・新昌兩邑、自都買所無端改差、中商還差矣身是丕加噏<sup>(79)</sup>、上納條依数推給是丕加噏兩端間處分事。

題、果如所訴實是可冤、還差與預納條還給、兩端間歸正以給宜當向事。  
都買所

【訳】

一、温陽の金周鎮が呈するに、私は温陽と新昌<sup>(80)</sup>兩邑の牛皮中商として舉行

---

(79) 是丕加噏：吏読。～するか。～だったのか。是乎乙加噏。

(80) 新昌：忠清道新昌県。

していましたが、都買所から理由なく解任されました。私を中商に復任するか、すでに上納した分についてその数量通り取りたてるか、いずれかで処分していただけますよう。

題、はたして訴えの内容は実に冤とすべきものなので、復任と預納条の返還のいずれかに正すべきこと。 都買所

【概要】前記事と同じく牛皮中商と牛皮都買との紛争事案。解任された中商が復任ないし既納分牛皮の返還を求めている。

65 十一月初五日 阿川8-32-103

一、恩津縣花枝山面花枝里民人等呈、以矣洞即 進上大紙稷村、故庖厨一坐以為補弊、而中商輩勒奪牛皮、且其外諸般雜役徭施一々禁斷事。

題、中商之収皮乃是京營上納、本價出給収皮是去乙別無大弊、其外誅求、邑屬輩之討索、一切禁斷、俾無呼冤向事。 本官

【訳】

一、恩津県花枝山面花枝里の民人等が呈するに、私どもの洞は進上大紙稷村<sup>(81)</sup>であり、庖厨一坐を補弊のために認められておりますが、中商輩が牛皮を強奪しようとしております。またそのほかの諸般雜役についても一々禁斷していただけますよう。

題、中商による収皮は京營に上納するためのものであり、(庖厨に)本価<sup>(82)</sup>を出給して収皮するので、特別に大きな弊害はないはずである。そのほかの誅求、邑属輩<sup>(83)</sup>の討索<sup>(84)</sup>については一切禁斷し、訴えのないようにせよ。

本官

【概要】記事18（7月27日）、記事19（8月2日）でも登場した恩津の花枝里民人が里付属の庖厨に関し、牛皮中商による買い上げや官衙からの雜役賦課の禁斷を求めている。

---

(81) 進上大紙稷村：王室への進上品として大紙を納入するため、地方官衙からほかの公的負担を免除されている村。前稿記事18では「進上大紙稷防村」と表記されていた。「稷防」は「契房」とも書く。

(82) 本価：本来の価格。所定の価格。

(83) 邑属：邑（府・牧・都護府・郡・県など）の官衙の吏胥。官属とも。

(84) 討索：強引な金品などの取り立て・要求。

66 十一月初六日 阿川8-37-119

一、青陽宋景真呈、以矣身以他邑之民、移寓本里以為庖厨、而鄭元道及興承無端勒奪、爛熳屠牛、特為禁斷事。

題、更呈本官、俾無呼冤之弊向事。 本官

【訳】

一、青陽の宋景真が呈するに、私は他邑の民ですが（青陽の）本里に移寓し庖厨を営んでおりましたところ、鄭元道と興承が理由なく（庖厨を？）強奪し、みだりに屠牛をおこなっておりますので、特に禁断していただけますよう。

題、もう一度本官に提訴せよ。冤を訴える弊のないようにせよ。 本官

【概要】庖厨の設置・経営をめぐる紛争であるが、詳細は不明である。ここに登場する「宋景真」、「鄭元道」といった人物が白丁（皮漢・屠漢）なのか、そうではないのかも、この記述だけでは判然としない。

67 十一月初六日 阿川8-39-125

一、木川・稷山金集呈、以矣身去六月分牛皮中商買得於李云學處、而不過幾日中商改差、先納牛皮不日推給事。

題、已有排捧云、而先預受捧、今忽摘去是何委折、若改差則先預受捧條還給是加隱喩<sup>(86)</sup>、仍存是加隱喩不為、若是如是訴煩之境、甚為慨嘆、左右間歸正以給無至煩訴向事。 都賈所

【訳】

一、木川・稷山の金集が呈するに、私は去る六月に牛皮中商（の地位）を李云学から買得いたしましたが、幾日もたたずに中商を解任されてしまいましたので、先納した牛皮をできるだけ早く取りたてていただけますよう。

---

(85) 青陽：忠清道青陽県。

(86) 是加隱喩：吏読。～だったのか。～したのか。

(87) 木川：忠清道木川県。

(88) 稷山：忠清道稷山県。



題、すでに（牛皮を）配定したといい、前もって納入されていながら今突然に（中商から）摘去するとはどういう事情なのか。もし解任したのであれば納入された先預受捧条は還給したのか、残していて返還していないのか。このような訴煩にいたるのは甚だ慨嘆されることである。復任と還給のいずれかに正し、煩訴に至ることのないようにせよ。 都買所

【概要】 記事63、記事64と類似した、牛皮中商の地位をめぐる中商と牛皮都買との紛争事案。

68 十一月初六日 阿川8-39-127

一、温陽金用鎮呈、以矣身之加納牛皮事、向呈蒙 題而終未歸正更為處分事。

題、胡不歸正、又此來訴、兩端間即為分暫以給、毋至呼冤之弊向事。 都買所

【訳】

一、温陽の金用鎮が呈するに、私が加納しました牛皮について題をいただきましたが、（都買から）いまだに適切に対応されておりませんので、さらに善処いただけますよう。

題、どうして適切に対応せず、この来訴にいたることになったのか。（中商復任か牛皮返還の）いずれにするか急ぎ明らかにして決定を下し、冤を訴える弊のないようにせよ。 都買所

【概要】 提訴している「金用鎮」は記事64（11月4日）の「金周鎮」と同一人であろう。牛皮中商を解任された問題について再度訴えている。

69 十一月十四日 阿川8-82-272

一、府内皮漢等呈、以矣等各屠販處例捧稅錢事、業已洞燭而營題視若尋常、初無分錢出給、不日督推事。

題、已有題下、更為呼訴無嚴極矣、自中營捉來差實以給、無至更訴之弊向事。 中軍

---

(89) 先預受捧条：提訴した金集が納めたという牛皮のことであろう。

【訳】

一、公州府内の皮漢等が呈するに、私どもが各屠販から税銭<sup>(90)</sup>を前例によって徴取することについて、すでにご理解いただき営題ではこれを尋常のものともみなしていただきましたが、(かれらは)税銭を納めようとしませんので、できるだけ早く取りたてていただけますよう。

題、すでに題を下したのに、さらに呼訴にいたるとことになるとは(各屠販の態度は)もつてのほかである。中営<sup>(91)</sup>より連行して事実を明らかにして納めさせ、更訴の弊がないようにせよ。中軍<sup>(92)</sup>

【概要】記事61(10月29日)につづく府内皮漢と屠販(庖厨)との間の税銭納入をめぐる紛争事案。

70 十一月十七日 阿川8-96-323

一、牙山趙然弼呈、以今七月分牙山・平澤兩邑中商得差舉行、而不滿四朔德山趙希京稱以牙平六邑中商無端見奪、還以矣身牙平兩邑中商差出之地事。

題、所謂趙希京有何勢力是諭、六邑獨為見利乎、詳查無至呼冤向事。都買所

【訳】

一、牙山の趙然弼が呈するに、この七月に牙山・平沢兩邑の(牛皮)中商に任じられ挙行しておりましたが、四か月にも満たないうちに牙山・平沢など六邑中商に任じられたと称する德山<sup>(95)</sup>の趙希京にいわれなく(兩邑の中商の地位を)奪われましたので、私を牙山・平沢兩邑の中商に戻し任じていただけますよう。

題、名のあがった趙希京とはどのような勢力の者なのか、六邑の利益を一

---

(90) 税銭：納入金。貫銭に同じ。

(91) 中営：觀察使に属する中軍(武三品)の営。

(92) 中軍：巡営中軍。各道巡営(監営に同じ)に置かれた正三品堂上の武官職。忠清道では監営に隣接する雙樹山城(公山城)を守った。

(93) 牙山：忠清道牙山県。

(94) 平沢：忠清道平沢県。

(95) 德山：忠清道德山郡。

人でえているのか。詳しく調査し冤を訴える弊のないようにせよ。 都  
買所

【概要】 牛皮中商の地位をめぐる紛争事案。

71 十一月二十二日 阿川8-120-401

一、忠州・堤川中商金益鉉呈、以去六月分兩邑牛皮中商得差於都監官鄭僉  
正處、使之舉行、而今為改差矣身、所推條六十餘兩不日推給事。

題、詳查推給向事。 中營・都買所

【訳】

一、忠州・堤川の中商金益鉉が呈するに、去る六月に都監官鄭僉正<sup>(96)</sup>から忠  
州・堤川兩邑の牛皮中商に任じられ挙行しておりましたが、今、解任さ  
れてしまいました。所推条六十余兩をできるだけ早く取りたてて返還し  
ていただけますよう。

題、詳細に調査した上、取りたてて給すべきこと。 中營・都買所

【概要】 牛皮中商の地位をめぐる紛争事案。解任された中商が求めている  
「所推条六十余兩」の性格は判然としない。この「忠州・堤川中商金益  
鉉」は記事38（9月6日）の「忠州金益鉉」と同一人であろう。

72 十一月二十七日 阿川8-140-470

一、恩津花枝山民人等々呈、以矣里之設庖事、既有仰訴、而似有後慮完文  
成給事。

題、已有題下、不下完文向事。

【訳】

一、恩津花枝山の民人等が呈するに、私どもの里に設置された庖厨につい  
て、すでに訴えておりましたが、後慮<sup>(97)</sup>がありますので完文を成給してい  
ただけますよう。

題、すでに題を下しているのので、完文は出さないこと。

【概要】 記事65（11月5日）の案件に関し、恩津の花枝山面花枝里の民人が

---

(96) 都監官：都監官は牛皮都買の職任と思われるが不明。

(97) 完文：官衙が発給する証明・認可等の文書。

完文の発給を求めている。記事65にあった邑属による収奪禁止の確認を願っているのであろう。

73 十一月二十九日 阿川8-150-505

一、恩津花枝山民人等呈、以矣里之庖厨事、昨呈蒙題、而人心不古、無營邑完文則諸般侵漁無以支過、處分後成給完文事。

題、往呈本官斜出公文宜当向事。

【訳】

一、恩津花枝山の民人等が呈するに、私どもの里の庖厨について、昨日提訴し題を受けましたが、人心は古のようではなく、營・邑の完文がなくしては諸般の侵害を防ぐすべがありませんので、処分の後に完文を成給していただけますよう。

題、本官（恩津県監）に往呈して、公文の発給を受けよ。

【概要】恩津花枝山面花枝里の民人が前記事72で却下された完文成給を再度願ひ、今回は認められている。

74 十二月初二日 阿川9-7-24

一、府内張興三呈、以矣身文義三邑等中商舉行、而所謂陸和中無難潛商、故牛皮七十六張、雖已屬公、不無後慮、成給立旨事。

題、往呈本官禁断向事。 文義官

【訳】

一、公州府内の張興三が呈するに、私は文義など三邑の（牛皮）中商として挙行しておりますが、陸和中という者がはばかりことなく潜商として活動しております。そこで、牛皮七十六張はすでに属公したとはいっても、後慮<sup>(98)</sup>がなくもなく、立旨を成給していただけますよう。

題、本官（文義県監）に往呈して禁断すべきこと。 文義官

【概要】牛皮を権利なく売買している潜商の活動に対する牛皮中商の訴えであるが、2日後の記事76でやや詳しい事情がわかる。

---

(98) 立旨：前注68参照。

75 十二月初三日 阿川9-10-35

一、日新狀啓軍等呈、以矣身付之驛村、晝宵傳命、故海幕屠販一坐付之矣等、而邑肉漢每有侵漁之弊、特為禁斷事。

題、差實以稟向事。 馬頭

追題、觀此所告、稱以衙門所屬索其卜定、則補弊之意安在、此後則更勿侵漁之意、各別題飭以此知悉安保向事。 丙戌十二月初六日出

【訳】

一、日新狀啓軍<sup>(99)</sup>等が呈するに、私どもは驛村に属して昼夜命令の伝達にあたっており、そのため海幕屠販<sup>(100)</sup>一坐を私どもに付属していただけることになりました。ところが、邑の肉漢<sup>(101)</sup>がつねに奪いにくる弊害がありますので、特に禁断していただけますよう。

題、事実を調査して報告せよ。 馬頭<sup>(102)</sup>

追題、この訴えを観ると（邑の肉漢は）衙門所属と称して徴収をはかっているようであるが、（そのようになことになっては日新狀啓軍を）補弊する意味がどこにあるというのか。今後は二度と収奪しないよう、格別に題を下して戒め、これを知らせ安心できるようにすべきこと。 丙戌十二月初六日出

【概要】官衙の肉漢（肉直・肉庫子）が、日新驛の狀啓軍に付属する屠販（庖厨）を侵害してくるので禁断してほしいという訴えである。日新驛狀啓軍への屠販付属はこの年の8月に決まっていた（記事24・記事32・記事34など）。

76 十二月初四日 阿川9-14-47

一、府内張興三呈、以矣身文義三邑中商舉行、而陸和中虜潛商牛皮七十六張、雖以屬公、此若不別般嚴禁難防後弊、皮物永付矣身、更無侵漁之意、立旨成給事。

---

(99) 日新狀啓軍：日新は公州牧にあった驛で、狀啓軍(啓軍)が「伝命」にあっていた。

(100) 海幕屠販：公州海幕洞所在の屠販（庖厨）。

(101) 肉漢：官衙の肉庫担当者。肉庫子・肉直に同じ。

(102) 馬頭：驛馬の担当者。

題、為軍需京營都買是去乙、若是潛商爛熳、都買之意安在、無論某漢格別防禁是矣、<sup>(103)</sup>為先所謂陸哥潛輸牛皮將以盜賣云、捉來嚴刑牢囚、所藏七十六張外這々摘發封留以報向事。 文義官

【訳】

一、公州府内の張興三が呈するに、私は文義など三邑の（牛皮）中商として奉行しておりますが、陸和中が牛皮七十六張を潜かに売買しております。属公したとはいっていても、これは特別に厳禁していただかなくては後弊を防ぐことはむずかしいと思われます。皮物は私に永付し、二度と収奪（潜買）しないよう、立旨を成給していただけますよう。

題、軍需のため京營の都買がいるというのに、このように潜商が勝手なことをやっていたのでは、都買の意味がどこにあるというのか。誰であるかにかかわらず格別に禁止する。まず陸哥という者は牛皮を潜かに移送し盗売しようとしたというので、<sup>(104)</sup>連行し嚴刑のうえ牢囚せよ。所藏七十六張のほか、（牛皮を）ことごとく摘發して封留し報告せよ。 文義官

【概要】 記事74（12月2日）につづく牛皮中商張興三の訴えである。牛皮中商ではない潜商の牛皮売買を禁じるように求め、觀察使もかれの主張を認めている。

77 十二月初六日 阿川9-23-77

一、左道牛皮都買差人鄭天五呈、以矣身本以都買差人舉行、而見今京城上納、尚未收納、依後錄各人處所捧牛皮一々推給之地事。

題、所謂都買為軍需、而不得已也、軍官者収合於中商、中商収聚於屠漢、以為上納京營無弊是去乙、所謂屠漢稱托軋沒中間、無頼憑藉潛商、中商道路棲屑、軍官見捉旅廈、棲屑狼狽、見捉狼狽、以此呼訴比々有之。軍

(103) 是矣：吏読。～であるが（前置き、あるいは逆説）。

(104) 京營：京の軍營。

(105) 嚴刑：嚴重に杖刑を加えること。嚴杖に同じ。

(106) 左道牛皮都買差人：忠清左道を担当する牛皮都買の差人（使用人）ということか。忠清左道は忠清道東部にあたる。

需亦不無狼貝、自官到底嚴飭、俾為準推以給宜當向事。 左道各官

【訳】

一、左道牛皮都買差人の鄭天五<sup>(106)</sup>が呈するに、私はもとより都買差人として挙行しておりますが、今、京城への上納を見ますと、なお納入されていないものがあります。後に付した記録により各人から納入すべき牛皮を一々取りたてていただけますよう。

題、いわゆる都買は軍需のためにやむをえず認められているものである。軍官は中商から収合し、中商は屠漢から収聚し、京営への上納に弊害がないようにしているのに、いわゆる屠漢は中間で失われたと称し、無頼輩は潜商を恃むので、中商は道路を往来して忙しく、軍官は旅宿で捕らえられてあわてふためき、こうした訴えがしばしばある。軍需にもまた問題が生じるので、官から徹底して戒め、取りたて給させるように。  
左道各官<sup>(107)</sup>

【概要】 牛皮都買差人が牛皮の買い集めが順調ではないとして、取りたて（の支援）を求めている。観察使は訴えを認め、各邑守令あてに題を出しているが、その題のなかで京営—都買・軍官—中商—屠漢の関係に言及した部分は牛皮流通に関する重要な情報である。なお、左道牛皮都買差人がどのような存在なのかこの史料だけでは明確でないが、牛皮都買と牛皮中商の中間にあった者であろうか。

78 十二月初六日 阿川9-25-83

一、瑞山李承旨宅奴福同呈、以去月良中<sup>(108)</sup>牛皮潜商徐致云等濁亂邑村、特為禁断之地事。

題、到底詳查以給是遣、如此潜商之弊各別摘發、俾杜後弊向事。 本官

【訳】

一、瑞山の李承旨宅奴福同<sup>(109)</sup>が呈するに、去る月に牛皮潜商徐致云らが邑

(107) 左道各官：忠清左道（忠清道東部）に属する各邑（守令）。

(108) 良中：吏読。～に。～へ。

(109) 李承旨宅奴福同：士族・両班は提訴の際に自家の奴名で提訴文書を出すことが多かった。

<sup>(110)</sup>村を乱しましたので、特に禁断していただけますよう。

題、徹底して詳細に調査して処置し、このような潜商の弊害を特に摘発し、後弊を防ぐこと。 本官

【概要】 牛皮潜商に関する訴えであるが、訴えている「李承旨宅」は記事51（9月26日）の「金監役宅」のように庖厨に関する何らかの権利をもつ士族・両班なのであろう。

79 十二月初八日 阿川9-34-112

一、恩津花枝山民人等呈、以矣洞之庖厨一處、即是進上補弊、而邑屬官隸與中商輩間有侵漁之弊、成給完文事。

題、節目成給向事。 刑房營吏

【訳】

一、恩津花枝山の民人等が呈するに、私どもの洞の庖厨一か所は進上補弊のためのものですが、邑属官隸と中商輩が時々侵害する弊害がありますので、完文を成給していただけますよう。

題、節目を成給すること。 刑房營吏

【概要】 記事72、記事73につづいて恩津花枝山面花枝里の民人が自身の庖厨に対する収奪を禁じる完文発給を求めている。

80 十二月十五日 阿川9-67-228

一、鎮岑官奴等呈、以中商収皮之名、永付於矣等以為補弊之意、題下之地事。

題、本邑中商往議都買所、依汝所願施給補弊宜當向事。 都買所

【訳】

一、鎮岑の官奴等<sup>(111)</sup>が呈するに、中商収皮の名を私どもに永付して補弊とする旨の題を下していただけますよう。

題、本邑中商が都買所に赴いて協議し、汝らの願いによって施給補弊すべ

---

(110) 邑村：各邑（郡県等）の官衙がある邑治とそれ以外の村落。

(111) 鎮岑：忠清道鎮岑峯。



きこと。 都買所

【概要】 鎮岑県の官奴が、自分たちを鎮岑の牛皮中商にしてほしいと願っているようである。

81 十二月十五日 阿川9-69-237

一、木川皮漢奴尚玉呈、以小人祖父彭周與全義判越興利次<sup>(112)</sup>、共買林川屠販、而一自撤庖後、貫錢全徵於小人處、特為禁斷事。

題、雖是賤人、舅甥相戰、亦関風化、官有公決、更無煩聒向事。

【訳】

一、木川の皮漢奴尚玉が呈するに、小人の祖父彭周と全義の判越は利益を得るため、林川<sup>(113)</sup>の屠販を共買しました。ところが撤庖の後にも貫錢が小人から全徴されておりますので、特に禁断していただけますよう。

題、賤人とはいっても、舅と甥があい争うのは風化に関わる問題である。

官からの公決がすでにあるので、さらに騒ぐことのないようにせよ。

【概要】 購入した屠販に関する皮漢親族内の紛争のようである。屠販（庖厨）を皮漢が売買していたことの判明する記事であり、また観察使が題において「皮漢奴尚玉」を「賤人」とよんでいる点も注意される。

82 十二月十八日 阿川9-81-286

一、婢子等々呈、以泰安南面泥浦屠販付屬婢房以為萬一之補事。

題、詳查措處以給向事。 禮監

【訳】

一、婢子等<sup>(114)</sup>が呈するに、泰安南面泥浦<sup>(115)</sup>の屠販を婢房<sup>(116)</sup>に付属させ万一の補助としていただけますよう。

題、詳細に調査して措置し、（屠販を）給すること。 礼監<sup>(117)</sup>

---

(112) 次：吏読。～するために。

(113) 林川：忠清道林川郡。

(114) 婢子：ここでは忠清監營の官婢（營婢）のことであろう。

(115) 泰安南面泥浦：忠清道泰安郡南面の地名。

(116) 婢房：官婢（營婢）の組織。

(117) 礼監：礼房監官であろうか。

【概要】 監營の婢が屠販（庖厨）の付属を願ひ、認められている。

83 十二月二十日 阿川9-87-306

一、黒[墨]匠等々呈、以鴻山馬場里屠販、即矣廳補弊、而本邑首刑吏及首校互相弄奸、至於廢庖之境、依舊遵行之意、關飭之地事。

題、所謂首校、豈有若是無嚴之理、嚴刑一次、着枷牢囚、問招以報向事。  
鴻山本官

【訳】

一、墨匠等<sup>(118)</sup>が呈するに、鴻山馬場里<sup>(119)</sup>の屠販は私どもの庁（墨匠庁）の補弊にあてておりますが、本邑（鴻山）の首刑吏及び首校<sup>(120)</sup>が奸悪をなし庖厨の廢止に至りました。旧によって遵行するよう、関飭<sup>(121)</sup>していただけますよう。

題、いわゆる首校がどうしてこのような慎みのない行為をなすのか。嚴刑一次の上、着枷牢囚して審問し報告せよ。 鴻山本官

【概要】 監營の墨匠と鴻山県の郷吏（首刑吏・首校）との間の庖厨をめぐる紛争である。前稿記事26も同種の訴えであった。

84 十二月二十二日 阿川9-95-332

一、府内張仁弘呈、以文義在囚陸哥即為放送、牛皮亦為出給之地事。

題、訴旨實是没着落、莫知卜暫向事。

【訳】

一、公州府内の張仁弘が呈するに、文義在囚の陸哥を直ちに釈放し、牛皮もまた出給していただけますよう。

題、訴えの主旨が実に定まらず、何を言いたいかわからない。

【概要】 この「文義在囚の陸哥」は、記事76（12月4日）で文義の牛皮中商

---

(118) 墨匠：監營に属する墨匠。原文に「黒匠」とあるが、前稿記事26からみて「墨匠」の誤りであろう。

(119) 鴻山馬場里：忠清道鴻山県南面馬場里（馬并里）。

(120) 首刑吏・首校：首刑吏は地方官衙の刑吏の首座。首校は地方官衙で警察業務にあたる将校の首座。

(121) 関飭：上級官衙から下級官衙に関文（公文）を出し戒めること。

張興三から牛皮の潜商として訴えられた陸和中のことであろうが、ここでその釈放を求めている張仁弘が両者とどのような関係にあったのかは不明である。

85 十二月二十三日 阿川9-98-343

一、保甯郷校堂長稟呈、以大享之節、只有脯牛價劃下矣、近来則不然、需用時恒為狼貝、龍頭屠板付之于校宮以為饌牛之地事。

題、以校中事校生呈稟於巡營不可穩當向事。

【訳】

一、保寧郷校堂長が稟呈するに、大享にあたっては脯牛<sup>(126)</sup>を出していただいておりますが、近来はそうではなく、需用がある時はいつも困っておりますので、龍頭<sup>(127)</sup>の屠販を校宮に付属させ牛肉を備えることができるようお願いいたします。

題、校中のことを校生が巡營に呈稟するとは穩当でない。

【概要】保寧県の郷校の堂長が屠販（庖厨）の郷校への付属許可を請願している。前稿記事30（8月22日）では連山県の郷校が庖厨付属を求めている。

86 十二月二十四日 阿川9-101-354

一、庇仁崔承廷呈、以生之老父以三従祖牛皮中商事横罹滞囚、特為放釋之地事。

題、築室居生、何有遠走、不可不懲治、乃已期為捉納是矣、汝父則姑為保放向事。 本官

【訳】

- 
- (122) 保寧：忠清道保寧県。  
(123) 堂長：ここでは郷校の校生の年長者。  
(124) 稟呈：稟とあるので稟告文書(上官への具申・報告)の形式で請願したのであろう。  
(125) 大享：大きな行事にあたっての供え物、食事。ここでは釈奠に際しての祭需であろうか。  
(126) 脯牛：牛肉の干し肉。  
(127) 龍頭：保寧県の吾三田面に龍頭里があった。

一、<sup>(128)</sup>庇仁の崔承廷が呈するに、私の老父は三従祖の牛皮中商の件でいわれない災難をこうむり滞囚しておりますので、特に釈放していただけますよう。

題、築室居生しながら、どうして遠く逃げているのか。懲戒し罰しないわけにはいかない。すでに捉納の期限をすぎているが、汝の父はしばらく<sup>(129)</sup>保放とする。 本官

【概要】牛皮中商に関わる事件で捕らえられた父親の釈放を請願している。

87 十二月二十四日 阿川9-101-356

一、大興金泰仁呈、以本邑新陽場庖厨、每當十月買得於肉漢以為饌肉、而禮山鄭完甫横出設庖、特為禁斷之地事。

題、私家設庖本非穩當向事。

【訳】

一、大興<sup>(130)</sup>の金泰仁が呈するに、本邑新陽場の<sup>(131)</sup>庖厨において、毎年十月に肉漢から（牛肉を）買得して饌肉としておりましたが、<sup>(132)</sup>礼山の鄭完甫が勝手に庖厨を設けましたので、特に禁断していただけますよう。

題、私家による庖厨の設置はもとより穩当ではないこと。

【概要】官庖（地方官衙が設置・公認した庖厨。官厨）の置かれた場市に新たに私庖（私家が設置した庖厨）が開かれたことにともなう紛争事案であるが、提訴者がどのような存在なのか不明である。

88 十二月二十七日 阿川9-111-392

一、温陽・新昌牛皮中商朴瑞九呈、以矣身中商舉行不過一朔、京居金哥持來營文私通、所収牛皮盡為奪去、自明年正月金哥舉行之地事。

題、中商都買所管、不必呈營向事。

---

(128) 庇仁：忠清道庇仁県。

(129) 保放：保証人を立てて罪人・被疑者を釈放すること。

(130) 大興：忠清道大興郡。

(131) 本邑新陽場：大興郡遠東面にあった場市（市場）。

(132) 礼山：忠清道礼山県。

【訳】

一、温陽・新昌の牛皮中商朴瑞九が呈するに、私は中商として挙行すること一か月に過ぎませんが、京居の金哥<sup>(133)</sup>が營文<sup>(134)</sup>をもってきて私通<sup>(135)</sup>し、（私が）収納してきた牛皮をことごとく奪い去り、明年正月より金哥が（中商として）挙行すると申しておりますこと。

題、中商は都賈の所管であり、監營に提訴するにおよばないこと。

【概要】牛皮中商の地位をめぐる紛争事案。記事64・記事68（11月4日・11月6日）では金周鎮（金用鎮）が温陽・新昌の牛皮中商を解任されたと訴えていたが、ここでは金周鎮にかわって温陽・新昌の牛皮中商となった朴瑞九が解任の不当を訴えている。

89 十二月二十八日 阿川9-117-415

一、府内朴炳夏呈、以上納牛皮没数上納、而自都賈所稱有所捧牛皮、無端抑奪禁断之地事。

題、詳査公決毋至紛紜向事。 右營

【訳】

一、公州府内の朴炳夏が呈するに、上納牛皮をすべて上納しましたのに、都賈所から納めるべき牛皮があるといわれておりますので、いわれの無い収奪を禁断していただけますよう。

題、詳細に調査して公決し、争いに至らないようにせよ。 右營<sup>(136)</sup>

【概要】おそらく朴炳夏は牛皮中商であり、牛皮都賈との紛争事案なのであろう。

90 十二月二十九日 阿川9-121-426

一、府内李昌俊呈、以韓山・舒川・庇仁三邑肉庫子等上納牛皮二稱半以為出給于山人處、俾無上納不足之地事。

---

(133) 京居金哥：京にすむ金姓の人物。

(134) 營文：ここでは牛皮都賈を管轄する京營から出された公文を意味するのであろう。

(135) 私通：公的な事項に関して私的な文書・手紙をやりとりすること。

(136) 右營：公州に置かれた右營將（武正三品）の營。

題、胡不呈官、而訴都賈呈營、紛辭極為不可向事。

【訳】

一、公州府内の李昌俊が呈するに、韓山・舒川・庇仁三邑<sup>(137)</sup>の肉庫子等が上納した牛皮二称半を山人<sup>(138)</sup>に出給し、上納が不足することのないようにしていただけますよう。

題、どうして官（邑の守令）に呈さず、都賈を監營に訴えるのか。提訴のことばは到底認められるものではないこと。

【概要】 この記事だけでは内容を把握できないが、題からみて牛皮中商と牛皮都賈との紛争のようである。

---

(137) 韓山・舒川・庇仁三邑：忠清道韓山郡・舒川郡・庇仁県の三邑。

(138) 山人：不明。